

「諏訪南浄化槽管理組合」加入のご案内

浄化槽は、快適な生活環境を実現する手段として有効な施設ですが、適正な維持管理を怠るとその機能を果たしきれず、河川等の汚濁の要因となってしまいます。

諏訪南浄化槽管理組合は茅野市・富士見町・原村の浄化槽設置者を中心に、浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進していくため設立されています。

ぜひご加入いただき、地域の生活環境の保全・公衆衛生の向上にご協力をお願いします。

組合費（一浄化槽について年額）

10人槽まで	1,500円
11人槽から500人槽まで	2,000円
501人槽から1,000人槽まで	10,000円
1,001人槽以上	20,000円

※ただし、複数の浄化槽を設置する組合員については、その浄化槽の人槽を合計した人槽により組合費を算定します。

浄化槽設置者には、保守点検、清掃、水質検査の受検義務が課せられています。

浄化槽の維持管理は専門業者へ委託している場合がほとんどですが、設置者自身が浄化槽の正しい知識を身につけ、保守点検業者と協力しながら適正な維持管理をしていくことが大切です。



浄化槽の法定検査を必ず受けましょう

浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するために、法定検査（7条、11条検査）を受検することが法律で義務付けられています。浄化槽は、微生物の働きを利用して污水を浄化する施設ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理することが大切です。人間と同じように日頃から健康管理（保守点検、清掃）を行い、定期的な健康診断（法定検査）を行う必要があります。大切な水環境を守るために、年1回の健康診断にあたる法定検査を必ず受けましょう。

なお、組合では平成23年度から、組合員が法定検査第11条検査を受検した場合に、浄化槽一基当たり2,000円の補助を実施しています。

申込問 諏訪地方事務所 環境課内
諏訪南浄化槽管理組合 ☎53-6000(代) 内線 2662

平成23年10月より子ども手当の制度が変わりました

主な変更点

- (1) 支給金額が変わります
- (2) お子さんに対しても国内居住要件を設ける。（海外留学中を除く）
- (3) 児童養護施設に入所しているお子さんは、施設の設置者に支給します。
- (4) 未成年後見人や父母指定者に対して、父母同様の要件で手当を支給します。
- (5) 監護・生計同一の要件を満たす方が複数いる場合は、同居している方へ優先的に手当を支給します。（単身赴任の場合を除く）
- (6) 保育料が子ども手当から直接徴収できます。学校給食費は本人の同意により手当から徴収できます。
ただし、保育料および給食費が未納の方に限ります。
- (7) これまで子ども手当を受給していた方も、改めて新規認定請求書の提出が必要です。→手続きが必要な方に「新規認定通知書」をお送りしました。内容をご確認いただき、必要事項を記入して提出してください。

- 3歳未満：月額1万5千円
- 3歳以上小学校修了前（第1・2子）：月額1万円
(第3子以降)：月額1万5千円
- 中学生：月額1万円

●支給時期は年3回です
2月・6月・10月

新規認定請求書の手続きについて、下記に該当する方は必要書類があります

- (1) 社会保険加入者で厚生年金に加入されている方 → 受給者の「保険証のコピー」が必要です。
- (2) 建設国保・歯科医師国保に加入されている方で、厚生年金に加入されている方
→ 保険証では年金加入状況が把握できないため、「年金加入証明書」が必要です。
- (3) 該当児童と別居している方 → 「別居監護申立書」と該当児童が属する「世帯全員の住民票」が必要です。



*子ども手当特別措置法は、平成23年10月1日から平成24年3月31日が支給期間です。新規認定請求書を平成24年3月末までに提出されないと、平成23年10月分から平成24年3月分までを支給することができなくなりますので、必ず申請してください。

提出問 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237